

美里工業株式会社に対する勧告について

令和 7 年 7 月 2 9 日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は、美里工業株式会社（以下「美里工業」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 4 条第 1 項第 4 号（返品の禁止）及び第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に掲げる行為に該当し、前各項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、美里工業に対して勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法 人 番 号	7 0 3 0 0 0 1 0 6 0 8 1 0
名 称	美里工業株式会社
本店所在地	群馬県藤岡市藤岡 1 3 6 0 番地
代 表 者	代表取締役 中野 秀男
事業の概要	自動車用ミラー等の製造販売
資 本 金	3 億 5 0 0 万円

2 違反事実の概要

- (1) 美里工業は、資本金の額が 3 億円以下の法人たる事業者に対し、自社が販売し若しくは製造を請け負う自動車用ミラー等の製品又はその部品（以下「製品等」という。）の製造を委託している（以下この受託事業者を「下請事業者」という。）。
- (2) ア 美里工業は、下請事業者に対し、下請事業者から製品等を受領した後、当該製品等に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該製品等に瑕疵があることを理由として、令和 5 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、当該製品等を引き取らせていた。
- イ 返品した製品等の下請代金相当額は、総額 2 6 1 万 3 6 5 6 円である（下請事業者 1 0 名）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

(3)ア 美里工業は、下請事業者に対して自社が所有する金型及び治工具（以下「金型等」という。）を貸与していたところ、遅くとも令和5年9月1日以降、当該金型等を用いて製造する製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、合計2,029個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者14名）。

イ 美里工業は、令和5年9月1日から令和7年3月31日までの間に、前記2,029個の金型等のうち、合計359個を回収している（下請事業者3名）。

※ 美里工業は、引き続き、金型等を回収するための手続を進めている。

3 勧告の概要

(1) 美里工業は、下請事業者に対し、返品した製品等について、速やかに次の対応を採ること。

ア 返品後再び引き取ることができる製品等を再び引き取り、その下請代金相当額を支払うこと

イ 返品後再び引き取ることができない製品等の下請代金相当額を支払うこと

(2) 美里工業は、下請事業者に対し、無償で金型等を保管させることによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと。

(3) 美里工業は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア(7) 前記2(2)アの行為が下請法第4条第1項第4号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

(イ) 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせないこと

イ(7) 前記2(3)アの行為が下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること

(イ) 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと

(4) 美里工業は、今後、下請法第4条第1項第4号及び第2項第3号に掲げる行為に該当し、前各項の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

(5) 美里工業は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(6) 美里工業は、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を取引先下請事業者に通知すること。

(7) 美里工業は、前記(1)から(6)までに基づいて採った措置を速やかに公正取

引委員会に報告すること。

● 下請取引の内容

美里工業が販売し又は製造を請け負う**自動車用ミラー等の製品やその部品**の製造（製造委託）



自動車用ミラーの例
（美里工業提供）

● 違反行為の概要

① 返品

製品等を受領した後、当該製品等に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、瑕疵があることを理由として、令和5年9月1日から令和7年3月31日までの間、**下請事業者10名**に対し、**約261万円分**の製品等を**返品**した。



② 不当な経済上の利益の提供要請（金型等の無償保管）

下請事業者に対して自社が所有する金型等を貸与していたところ、遅くとも令和5年9月1日以降、当該金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、**下請事業者14名**に対し、**合計2,029個の金型等**を自己のために**無償で保管**させていた。

2,029個の金型等のうち、合計359個を回収している。

※ 美里工業は、引き続き、金型等を回収するための手続を進めている。



保管させている金型等



公正取引委員会による勧告の内容

- 返品後再び引き取ることができる製品等を再び引き取り、その下請代金相当額を支払うこと
- 下請事業者に無償で金型等を保管させることによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、下請事業者に対し、返品及び不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

1 下請法の概要

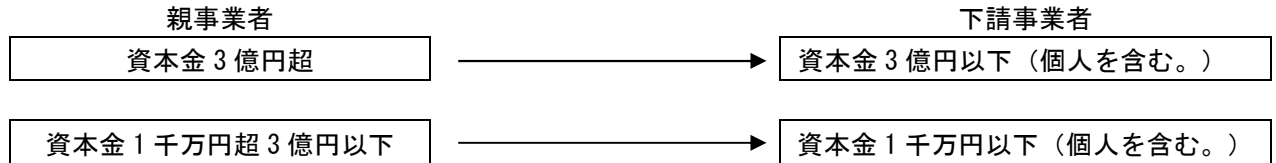
参 考

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

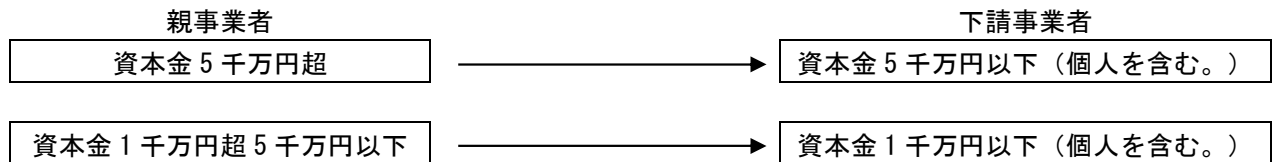
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9、10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～三 （略）

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五～七 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

- 3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。